

議第11号議案

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月26日提出

市会運営委員会

委員長 大 桑 正 貴

横浜市条例（番号）

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年12月横浜市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規則（」の次に「議長の定める規程、」を加え、同条第2号ア中「（議会を除く。）」を削る。

第10条中「執行機関」の次に「、議長」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

議会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 横浜市（以下「市」という。）の条例及び規則（議長の定める規程、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する神奈川県の条例及び規則をいう。

(2) 市の機関等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関（議
会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であ
って法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。）若しく
は条例等により独立して権限を行使することを認められた職員

（イ及び第3号から第11号まで省略）

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関、議長又は公営企業管理者が定める。